



令和7年9月24日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民政クラブ

代表者名 石 井 寛

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 口 令和7年8月26日（火）～ 令和7年8月28日（木）

2 参加者氏名

石井 寛	波多野 功和	中島 浩喜
------	--------	-------

3 調査研究等の行き先及び内容

期日	行き先	内 容
8月26日（火）	北海道 旭川市役所	行政視察（農業の第6次産業化）
8月27日（水） 8月28日（木）	第20回全国市議会 議長会研究フォーラム	地方議会議員のなり手不足問題 の解決に向けて

4 概 要

別添のとおり

※行政視察（農業の第6次産業化）：ページ5

※地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて：ページ13

北海道旭川市行政視察調査結果報告

1 日 時

令和7年8月26日（火）午後1時30分～午後3時00分

2 行 先

北海道旭川市役所（北海道旭川市6条通9丁目46番地）

3 視察目的

本会派は、農業政策の重要課題である「農業の持続可能性」と「地域経済の活性化」の両立を目指し、今回の行政視察のテーマである「農業の第6次産業化」を先進的な実践例として積極的に取り組んでいる旭川市を行政視察の調査対象とした。

本市においても、農業従事者の高齢化や農地の減少といった課題を抱える中、農業を都市の魅力や地域活力の源泉へと転換していく方策が求められている。本視察は、旭川市における補助制度や事業展開の実態を学び、本市の農業政策にどのように活かせるかを検討することを目的としたものである。

4 参加者

坂戸市議会 民政クラブ

・石井 寛（代表） ・波多野功和 ・中島浩喜（会計責任者）

5 旭川市の概要

（1）地 勢

旭川市は北海道のほぼ中央、上川盆地に位置する中核市であり、人口約32万5千人、面積747.66km²を有する。周囲を大雪山系・天塩山地・夕張山地に囲まれ、中心部には石狩川が流れるなど、豊かな自然環境と肥沃な平野を兼ね備えている。

稲作や畜産を基盤とした農業が盛んであると同時に、家具・木工産業、食品加工業など地場産業も発展。さらに、大雪山や旭山動物園といった観光資源を有し、農業・工業・観光の三本柱で地域経済を支えている。

（2）坂戸市との比較（基本データ）

指標	旭川市（北海道）	坂戸市（埼玉県）
人 口	314,101人	99,404人
世帯数	176,567世帯	48,906世帯
面 積	747.66km ²	41.02km ²
市町村類型	中核市（H13移行）	一般市（類型Ⅲ-3）
財政力指数	0.531	0.780

指標	旭川市（北海道）	坂戸市（埼玉県）
財政規模	184,224,999 千円	37,300,572 千円
経常収支比率	96.6%	93.8%
公債費負担率	15.6%	12.9%

旭川市は北海道の広域拠点都市としての役割を担い、農業や観光を地域経済の基盤に据えている。一方、坂戸市は首都圏ベッドタウンとしての性格を有し、農業は都市近郊型で規模が限定的である。両市の違いを理解することで、それぞれに適した政策展開の方向性が見えてくる。

※数値は、R7.4.1 住民基本台帳、令和5年度決算カードより引用

6 旭川市の第6次産業化の取組

（1）第6次産業とは

第6次産業とは、農業者が「生産（1次産業）」に加え、「加工（2次産業）」「流通・販売（3次産業）」までを担い、一体的に事業を展開することによって農産物の高付加価値化を図るものである。単なる農産物の出荷にとどまらず、商品開発や販路開拓を通じて地域経済の活性化にも寄与する点が大きな特徴である。

（2）旭川市の制度的支援

■農業の6次産業化支援補助金

農業者や農業法人が新たに加工・販売に挑戦する際に補助率2分の1以内、上限55万4,000円を交付。小規模農家でも利用しやすい制度設計。

■農業振興基金（ふるさと納税活用）

市民や都市部からの寄附を財源とし、スマート農業機器の導入、加工施設整備、PR活動、販路拡大を支援。市民の応援が地域農業振興に直結する仕組みとなっている。

■過去の支援事例

令和4年度には、加工施設整備への補助（上限200万円）、新商品開発や市場開拓にかかる費用支援を実施。

（3）具体事例

■株式会社キョクトー

地元農家と連携し、農産物の栽培から加工・販売までを一貫して行う。地産地消を推進しつつ、地域雇用を生み出している。

■旭川あらかわ牧場合同会社

酪農を基盤にチーズなどの乳製品を製造・販売。北海道「6次産業化・地産地消法」に基づく認定を受けており、農産物ブランド化の好事例とされる。

(4) 特徴と課題

■特 徴

- ・農業を核とした加工・商品開発の推進
- ・少額補助制度による中小規模農家への裾野拡大
- ・基金を活用した持続可能な財源確保

■課 題

- ・開発された商品の販路拡大やマーケティング支援の不足
- ・担い手不足、特に経営力や販売力を持つ人材の不足
- ・観光との連携が十分に発揮されていない

(5) 今後の展望

■短期的：制度周知の徹底、相談体制の強化による事業参入促進

■中長期的：農産物ブランド化、都市市場や観光需要との連携、総合的な人材育成

7 質疑応答の概要

説明に加え、以下の点について質疑を行った。

(1) 補助金利用者の実績と課題について

■質 疑

農業の6次産業化支援補助金は、これまでどの程度の事業者が活用しているのか。
また利用者から寄せられる課題や要望にはどのようなものがあるか。

■回 答（旭川市側）

令和6年度までの活用件数は累計で30件程度であり、農産加工品の試作品づくりや簡易な設備導入に活用されている。利用者からは「小規模でも挑戦できるのがよい」と評価されている一方で、「商品化後の販路開拓や販売促進への支援が欲しい」との声が多く寄せられている。また、人手不足や後継者不足により取組が長続きしない例もある。

(2) 坂戸市における応用可能性について

■質 疑

坂戸市でも市民参加型の農業や直売所の活動が盛んであるが、旭川市の取組のどの部分が応用可能か。

■回 答 (旭川市側)

旭川市の支援は、必ずしも大規模投資を前提とせず「まずは試してみる」小規模事業者への後押しを意識している。坂戸市でも、直売所や市民農園と連動して、小規模加工や簡易な商品開発を支援する仕組みを整えることで、農産物の付加価値向上に役立つのではないかと。特に都市近郊で消費者との距離が近い坂戸市は、マーケティングやブランド化の面で有利と考える。

(3) 商工会と農業の連携について

■質 疑

旭川市では商工会と農業をどう結び付けているのか。また、その効果は。

■回 答 (旭川市側)

旭川市では商工会との連携はとられていない。

一方で観光との連携に重きを置いている。「農泊」や「食と観光の連携事業」を推進しており、地元産品を活用したレストランや体験型観光を展開している。大雪山や旭山動物園を訪れる観光客に、地元農産物をアピールする機会を創出している。これにより農産物の知名度向上や販路拡大が進み、特に乳製品や米菓などの特産品が観光土産として定着しつつある。観光と結び付けることで、農業単体では得にくい広域的な経済効果が得られている。

(4) 人材育成・担い手確保について

■質 疑

6次産業化を進める上で、人材不足や経営力不足が課題とのことだが、どのように対応しているか。

■回 答 (旭川市側)

市単独では十分に対応できない部分もあり、北海道庁や農業大学校、地元商工会議所と連携して研修会や経営相談を実施している。特に若手農業者や新規就農者を対象に、商品開発・マーケティング・経営戦略を学ぶ機会を提供している。ただし、経営面のノウハウ不足は依然として大きな課題であり、今後さらに関係機関との連携強化が必要と認識している。

8 比較と考察

(1) 旭川市の強み

- 広大な農地と寒冷な気候を活かした農産物生産
- 観光資源と組み合わせた農業振興策
- 農業を「基幹産業」と位置づけ、戦略的に6次産業化を推進

(2) 坂戸市の強み

- 首都圏通勤圏という立地を活かした市民参加型農業
- 学校給食や直売所を通じた地産地消の実績
- 財政規律の安定と都市インフラの充実

(3) 学び合える点

- 旭川市から学ぶ点
6次産業化に向けた小規模事業者向け支援制度、観光との連携によるブランド化戦略
- 坂戸市から学ぶ点
効率的でコンパクトな都市経営、市民参加を基盤とした農業政策

9 まとめ

旭川市の取組は、農業を地域経済の柱として位置づけ、制度的な支援と市民の協力を結集し、加工・販売まで含めた付加価値創出を実現している点に特色がある。特に、小規模農家でも利用可能な補助制度の設計は、農業の裾野を広げるうえで有効であり、本市においても参考とすべき視点である。

一方、旭川市の課題である「販路拡大」「人材育成」「観光連携」は、本市においても共通の課題である。したがって、今後は直売所活動や市民農園に加え、農産物ブランド化や観光需要との連携を視野に入れた取組を推進することで、坂戸市農業の持続可能性を高める必要がある。

本視察で得られた知見は、農業の振興と地域経済の発展に資する重要な示唆であり、本市の今後の政策形成に活かしていきたい。

第20回全国市議会議長会研究フォーラム調査結果報告

1 日 時

第1日目：令和7年8月27日（水）午後1時00分～午後 4時50分

第2日目：令和7年8月28日（木）午前9時00分～午前11時00分

2 行 先

北海道札幌市中央区北1条西1丁目「札幌文化芸術劇場hitaru」

3 内 容

「- 地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて -」

(1) 基調講演

「主権を預かる誇りと責任」

■ 伊吹 文明 氏（元衆議院議長）

(2) パネルディスカッション（27日）

「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員のなり手不足問題を考える」

■ コーディネーター

辻 陽 氏（近畿大学法学部教授）

■ パネリスト

- ・ 牧原 出 氏（東京大学教授）
- ・ 白石 洋一 氏（読売新聞東京本社政治部次長）
- ・ 山下 節子 氏（山口県宇部市議会議長）
- ・ 長内 直也 氏（北海道札幌市議会議長）

(3) 課題討議（28日）

■ コーディネーター

牧瀬 稔 氏（関東学院大学法学部地域創生学科教授）

■ 事例報告者

- ・ 今井 康善 氏（長野県岡谷市議会前議長）
- ・ 平神 純子 氏（鹿児島県南さつま市議会議員）
- ・ 中野 進 氏（石川県白山市議会議長）

4 参加者

坂戸市議会民政クラブ

- ・ 石井 寛 議員（会派代表）
- ・ 波多野 功和 議員
- ・ 中島 浩喜 議員（会計責任者）

5 会議結果報告

別紙のとおり

地方議会議員のなり手不足問題に関する一考察

(基調講演、パネルディスカッション)

1 はじめに

日本の地方自治は、住民自治及び団体自治を基盤として成立している。その中核を担う地方議会は、住民意思を代表する機関として重要な役割を果たしてきた。しかし近年、地方議会議員のなり手不足が全国的に深刻化している。統一地方選挙においては、立候補者数の減少、投票率の低下、さらには無投票当選や定員割れといった事態が相次いで報告されており、この傾向は特に町村議会において顕著である。

本稿は、このなり手不足問題を単なる人材難としてではなく、社会構造的・制度的要因が複合的に作用する構造的課題として捉える。そして、現状の分析と制度的対応の動向を整理した上で、今後の展望を「多様な人材の参画促進」という観点から論じることを目的とする。

2 地方議会を取り巻く現状

(1) 投票率の低下

戦後一貫して地方選挙の投票率は低下傾向を示しており、近年の市区町村議会議員選挙では40%台に落ち込む事例も多い。これは有権者の政治参加意識の希薄化、議員活動の可視性不足、さらには政治不信の広がりといった複合的要因によるものである。

(2) 候補者数の減少と無投票当選の増加

立候補者数の減少により、無投票当選や定員割れが増加している。特に町村議会においては顕著であり、統一地方選挙では無投票率が30%を超える事例も確認されている。これは住民の選択権を事実上奪うものであり、代表制民主主義の根幹に関わる問題である。

(3) 社会構造の変化

人口減少・少子高齢化、若年層の都市部流出、地域共同体の希薄化は、議員候補者の供給基盤を弱体化させている。その結果、議会の高齢化や固定化が進行し、世代的・社会的多様性の欠如が政策形成の偏りを生み出している。

3 制度的対応の動向

(1) 地方制度調査会答申

第33次地方制度調査会(2022年)は「多様な人材が参画し住民に関わった地方議会」を目指すべきとの答申を行った。そこでは、勤労世代や子育て世代の参画環境整備、女性や若者の登用促進、議会運営の透明性向上といった方策が提示された。

(2) 地方自治法改正

この答申を受けて令和5年に地方自治法が改正され、議会機能の強化やICT活用の推進、議会基本条例の普及などが制度化された。これにより、住民参加型の議会運営の拡充が図られているが、依然として立候補環境の改善や報酬・待遇の見直しは途上にある。

4 今後の課題と展望

地方議会議員のなり手不足問題は、以下の課題を克服することで改善が期待される。

(1) 立候補環境の改善

勤労世代や子育て世代が立候補可能となるよう、休暇制度の導入や企業の理解促進を進める。

(2) 議会の魅力向上と透明化

ICTの活用や情報発信の強化を通じて、議会活動を住民に可視化し、政策形成過程への信頼を回復する。

(3) 報酬・待遇の見直し

議員職を「持続可能な公共的職務」と位置づけ、報酬水準や社会保障制度を改善することで参入障壁を低減する。

(4) 多様な人材の参画促進

女性・若者・専門職などの登用を制度的に支援し、議会の多様性を確保する。クォータ制（割り当て制）や候補者育成プログラムも検討対象となり得る。

5 結 論

地方議会議員のなり手不足は、民主主義の制度的基盤を揺るがす重大な問題である。投票率の低下や立候補者不足は、住民が選挙を通じて代表を選ぶという制度的正統性を損ない、民主的正当性の空洞化を招いている。

この問題は、人口減少や社会構造の変化に加え、議員職の待遇や制度設計の不備に起因しており、単純な人材不足としてではなく「制度的再生可能性」の観点から捉える必要がある。すなわち、議員職を持続可能な公共的職務として再定義し、多様な人材が安定的に参画できる環境を整備することが求められる。

また、米国の政治学者ダールらが論じたように、民主主義における制度的保証は、住民が自己の意思を表明し、それが代表機関に反映される仕組みを前提とする。したがって、候補者供給構造の脆弱化は、民主主義の根幹に対する制度的不全として位置づけられるべきである。

今回の研究フォーラムの基調講演、パネルディスカッションを通じて、「地方議会議員のなり手不足問題の解決」の方策として、以下4点が挙げられる。

- ① 報酬・社会保障の改善
- ② 立候補環境の整備
- ③ 議会運営の透明化
- ④ 多様な人材の参画促進

これらの課題を解決するために包括的な取組が求められる。その実現を通じて初めて、地方議会は住民に信頼され、持続可能な地方民主主義の担い手として再生し得ると結論づけられる。

地方議会議員のなり手不足問題におけるメディア関心の推移

と地方統一選挙の影響（課題討議）

1 はじめに

地方議会議員のなり手不足は、地域社会における民主主義の持続可能性を左右する深刻な課題である。人口減少、地域共同体の希薄化、若年層や女性層の政治参加の停滞といった複合的要因によって、議員候補者の減少が全国的に顕在化している。この現象に対して、一般市民が直接的に状況を把握することは難しいため、メディア、とりわけ全国紙による報道が問題の認知を左右する契機となる。本稿は、地方議会議員のなり手不足問題に対するメディア関心の推移を明らかにするとともに、とりわけ統一地方選挙が報道動向に及ぼす影響について考察することを目的とする。

2 メディア関心の推移と全国紙報道の傾向

既存の資料分析によれば、全国紙における「なり手不足」関連の記事掲載数は1993年以降、漸次的に増加している。これは、地方自治の機能不全に対する社会的懸念が次第に拡大してきたことを示唆するものである。特に、2011年、2015年、2020年、2023年に顕著な報道量のピークが確認される。これらの年次においては、地方議会における候補者不足や無投票当選の増加が社会問題化し、報道が集中したことが推察される。

3 地方統一選挙とメディア関心の相関

上記のピークは、地方統一選挙の実施時期と密接に関連している。

- ・ 2011年：第17回統一地方選挙の実施年
- ・ 2015年：第18回統一地方選挙の実施年
- ・ 2019年：第19回統一地方選挙の実施年であるが、報道量のピークは2020年に現れている。これは選挙後の検証記事や課題報道が翌年に持ち越されたこと、あるいは通年的な報道の蓄積によるものと考えられる。
- ・ 2023年：第20回統一地方選挙の実施年であり、報道量は過去最大の水準に達した。

この分析から、統一地方選挙は地方議会議員のなり手不足問題を全国的に可視化し、メディア関心を喚起する主要な契機として機能していることが確認できる。

4 メディア報道の役割と課題

メディア報道は、なり手不足問題を社会的課題として位置づけ、世論形成に重要な役割を果たしてきた。しかし、その関心の集中にはいくつかの限界も存在する。

第一に、関心の断続性である。統一地方選挙の開催年には注目が高まるが、非選挙年には報道量が急減する傾向があり、持続的な議論の停滞を招く。

第二に、報道の表層性である。報道は無投票や候補者不足といった現象面の指摘にとどまり、議員職の魅力低下や多様な人材参入の障壁といった構造的要因への掘り下げは限定的である。

第三に、地域差への配慮不足が挙げられる。全国紙は一般化された課題を強調する傾向にあり、個別の地域事情や独自の解決策に十分に焦点が当てられない場合が多い。

5 結 論

以上の分析から、地方議会議員のなり手不足問題に対するメディアの関心は、統一地方選挙を契機として顕著に高まることが明らかとなった。統一選は、候補者不足や無投票の実態を可視化し、問題を社会的アジェンダへと押し上げる重要な役割を果たしている。他方で、その関心は一過的かつ表層的にとどまる傾向が強く、継続性と深度に課題を残す。

今後の展望としては、メディアが選挙年以外においても持続的に問題を取り上げ、なり手不足の根源的要因、先進的な取組事例、制度的改革の可能性について検討を深めることが求められる。その際、全国紙のみならず、地方紙や地域メディアが果たす役割の強化も不可欠である。継続的かつ多角的な報道は、地方議会制度の持続可能性を確保し、ひいては地域民主主義の健全な発展を支える基盤となるであろう。

岡谷市議会の挑戦と議会改革の取り組み

(事例報告)

概 要

本資料は、岡谷市議会が直面する課題、特に「議員のなり手不足」への対応と、これまでの議会改革の取組について詳述している。複数の側面から現状を分析し、将来に向けた具体的な施策が提示されている。

1 岡谷市の概要

岡谷市は、人口 44,967 人（令和 7 年 5 月 1 日現在）、世帯数 19,236 世帯の市である。面積は 85.10 平方キロメートル。特色として、シルク岡谷に代表される絹産業や精密機械産業の歴史が紹介されている。また、諏訪湖畔の美しい景観や、日々の移ろいを感じさせる自然豊かな環境も魅力として挙げられている。

2 岡谷市議会の挑戦：主な取組

岡谷市議会は、「議員のなり手不足」という喫緊の課題に対し、多角的なアプローチで改革を進めている。

・ 定数削減の実施

令和 7 年 6 月定例会において、議員提案による定数条例が可決され、議員定数が 18 から 16 へと削減されることが決定した。これは、3 月定例会で市民から提出された定数削減の請願採択を受けたもので、賛成 12 名、反対 5 名で決議された。次期統一地方選挙から実施される予定である。

・ 情報公開の促進と広報活動の強化

SNS を活用した広報活動の強化、広聴機能の充実、広報誌の発信（プレス発表の強化）、市民と議会とのアクセス手段の充実など、情報共有のオープン化が図られている。具体的には、議会だよりの発行や、議会報告会、まちづくり議会報告会などが挙げられる。

・ 議員のなり手不足対策

なり手不足の解消のため、議員定数の検討、議員報酬などについての議論が行われている。シンポジウム開催や市民との対話集会を通じて、市民の意識向上を図っている。

・ 市民参加の推進

議会への市民参加を促すため、市民参加型の議会活動（議場見学、子ども議会など）、市民との意見交換会、小・中学生に対する議会活動の実施、議会コンサートなどが行われている。

・ 議会機能の強化

議会運営の効率化のため、議会運営に関する専門家の助言導入、サイボウズ（グループウェア）を活用した通告書のペーパーレス化、タブレット導入（令和5年度）による議場での体制整備などが進められている。

・ マニフェストスイッチの導入

議員の政策実現状況を可視化し、市民への説明責任を果たすため、「マニフェストスイッチ」が導入され、議員の政策実現状況や公約達成度に関する情報公開が図られている。

※「なんとなく選んでいた選挙」から「政策を比べて選ぶ選挙」への転換を目指して2015年4月の統一地方選挙からスタートしたプロジェクト

・ 市民との対話集会

多文化センター、小坂公民館などで全6回の市民との対話集会が開催され、議員と市民が直接意見交換する場が設けられた。

3 議会改革の取組：これまでの経緯と成果

これまでの議会改革は、平成29年9月制定の議会改革に関する条例に基づき進められてきた。

・ 全国唯一の「定数割れ」への対応

令和5年統一地方選挙では、全国で21市町村が定数割れに陥ったが、岡谷市もその一つであった（定数18名に対し、立候補者16名）。この事態を受け、議会は「議会情報のオープン化」「住民参加」「議会機能の強化」を柱とする改革を推進している。

・ 議員の状況と議会改革の取組

令和5年9月24日現在、議員は18名（男性15名、女性3名）。平均年齢は60.9歳。当選回数は、1回が5人（27.7%）、2回が8人（44.4%）などとなっている。

・ シンポジウム・対話集会のアンケート結果

市民を対象としたアンケート調査では、「市議会議員に興味があるか？」という問いに対し、「どちらでもない」が35.4%、「全くない」が20.8%と関心の低さが示唆された。これは、なり手不足問題の背景にある市民の議会に対する関心の希薄さを浮き彫りにしている。

4 まとめ

岡谷市議会は、「議員のなり手不足」という深刻な課題に直面しながらも、情報公開の促進、市民参加の拡大、議会機能の強化といった多角的なアプローチで議会改革に取り組んでいる。定数削減やマニフェストスイッチの導入、市民との対話集会の開催など、具体的な施策を通じて、市民に開かれた議会を目指し、持続可能な議会運営の実現に向けた努力が続けられている。

鹿児島県における女性議員拡大運動の展開と成果

(事例報告)

1 はじめに

日本の地方議会における女性議員比率は、依然として低水準にとどまってきた。とりわけ鹿児島県では1990年代初頭に「女性ゼロ議会」が多数存在し、男女共同参画の理念から大きく立ち遅れていた。この状況に対し、1996年に設立された「鹿児島県内の女性議員を100人にする会」（以下「100人の会」）は、女性議員100人の達成と「女性ゼロ議会」の解消を目標に掲げ、活動を展開してきた。本報告では、その活動の経緯と成果を整理し、意義を考察する。

2 「100人の会」の設立と目的

「100人の会」は、政治参画セミナーや出前講座を通じて女性の候補者発掘を進め、ボランティアによる選挙支援を行った。目的は単なる数値的增加ではなく、女性議員を社会に「当たり前の存在」として定着させることにあった。さらに、候補者の歴史や活動実態を記録・発信する調査研究も行い、女性議員の存在意義を広く社会に提示した。

3 活動の展開

■初期（1996～2000年）

セミナーや勉強会を繰り返し開催し、女性候補者の掘り起こしを重視した。また、県内96市町村における女性候補の歴史を編纂し、調査研究にも取り組んだ。

■休会と再開（2006～2015年）

2006年に休会を余儀なくされたが、2015年に活動を再始動した。再開後は「子育てと議員活動」など、女性特有の課題に焦点を当てたフォーラムを開催し、女性が政治に関わる現実的課題を社会に訴えた。

■拡大期（2016年以降）

2016年以降は、院内集会や自治体キャラバンを積極的に展開し、広域的に女性議員支援を推進した。2021年には社会的評価を得て「チャンピオン・オブ・チェンジ日本大賞」を受賞。近年はオンライン講演や国際女性フォーラムとも連携し、活動を現代的に発展させている。

4 女性議員数の推移

鹿児島県の女性議員数は、以下のように推移した。

- ・ 1991年： 19人（全体の約1%）
- ・ 2015年： 53人（約 7%）
- ・ 2023年： 98人（約14%）

このように、約30年間で女性議員数は5倍以上に増加している。

5 考 察

「100人の会」の成果は大きく三点に整理できる。

第一に、「女性ゼロ議会」の解消により、女性が議会で不可欠な構成員となったこと。

第二に、候補者発掘から政策課題の提示に至るまで、運動が包括的に展開されたこと。

第三に、活動が一時中断を経ながらも再始動し、現代的手法を取り入れて柔軟に発展してきた点である。

さらに、女性議員の増加は、議会における議題設定や政策形成に多様性をもたらした可能性が高い。今後は、数的拡大に加え、政策決定過程における実質的影響力を強化することが課題となろう。

6 結 論

「100人の会」は、長期的・粘り強い活動を通じて、鹿児島県の女性議員数を1991年の19人から2023年の98人へと拡大させ、2025年にはついに100人達成の目標を実現した。この成果は、地方における女性参画推進運動の成功例として全国的に評価され得る。今後は、質的な参画を深化させ、女性議員のリーダーシップを強化する取組が求められる。

白山市議会における現状と改革の取組

(事例報告)

1 白山市の概要と議会の現状

白山市は、平成17年に1市2町5村の合併により誕生した自治体であり、その人口構成や地理的条件に加え、高齢化率の上昇といった社会的課題を抱えている。議会においては、議員定数や平均年齢、投票率等が公表されており、とりわけ若年層の立候補者の不足が顕著である。このことは、議員のなり手不足問題として全国的に共通する課題とも軌を一にしている。

2 議会改革に向けた取組

白山市議会は、議会の機能強化及び市民に開かれた議会運営を目指し、複数の施策を展開している。第一に、「未来へつなぐ議員の在り方検証委員会」を設置し、制度的・運営的な改善策を検討している。第二に、「みんなでギカイを考えるキカイ」と称する意見交換の場を設け、市民と議員の直接対話を推進している。この試みは特に若年層への働きかけを意識したものであり、議会や政治に対する関心の醸成を目的としている。第三に、広報広聴委員会を中心とした情報発信の強化が挙げられる。広報誌の発行やSNSの活用を通じ、市民の多様な意見を反映させる仕組みづくりが進められている。

さらに、議員のなり手確保を目的とし、女性の立候補促進や議員報酬の見直し、立候補に伴う制約緩和が検討されている。また、政治倫理条例の改正を通じ、議会活動に対する市民の信頼向上を図っている点も注目される。

3 課題と今後の方向性

今後の課題として、第一に議員の資質向上と活動の活性化が挙げられる。市民の声を丁寧に聞き取り、政策形成に的確に反映させることが求められる。第二に、市民にとって身近な議会の構築が重要であり、そのためには広報活動の一層の充実とSNS等を用いた双方向的な情報発信が不可欠である。第三に、市民アンケートの結果に示されるように、議会改革に対する市民の期待は高く、これを踏まえた継続的な改善が求められる。

4 結 論

白山市議会は、合併自治体としての歴史的背景を抱えつつ、議会改革を通じて「開かれた議会」の実現を目指している。その中心的課題は、議員のなり手不足の解消と市民参加の拡充であり、とりわけ若年層や女性の政治参画促進、市民との対話の深化、広報広聴活動の強化といった取組が重視されている。これらの

施策は、地方議会における代表制の質的向上と民主的基盤の強化に寄与するものと考えられる。



令和7年11月6日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民政クラブ

代表者名 石井 寛

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後3時19分

2 参加者氏名

石井 寛	森田文明	波多野功和	中島浩喜

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「事例で考える議会運営のポイント」

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

- 1、 日 時 令和7年10月7日(火) 午後1時30分～午後3時19分
- 2、 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室
- 3、 内 容 「事例で考える議会運営のポイント」
榎廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4、 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議員の発言権とその限界について

ア 発言自由の原則

- ・議員が議会で誰もが拘束されずに自由に発言できる。
- ・会議原則：会議運営の積み重ねによって生じた共通のルール。

イ 発言自由の原則の制約

- ・普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。(地方自治法 132 条)
- ・議員は、議会の品位を重んじなければならない。(標準市議会会議規則 151 条)

ウ 地方自治法 132 条の趣旨

- ・本会議や委員会の場合は地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、議事に関係のない個人の問題を議論すべきではないこと。
- ・無礼の言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ごうとすること。

エ 無礼の言葉とは

- ・議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉。

(2) 不穏当発言・不規則発言とその判断基準について

ア 不穏当・不規則発言とは

- ・不穏当発言：良識を有する者が発言しない発言。
- ・不規則発言：議長の許可に基づかない発言。

イ 不穏当発言における議会の判断

- ・理論：浦添市議会における市長の弟が指定管理者になるとの是非について道義的にどうなのかという質問は一般的に不穏当と認定することは難しい。
- ・実務：発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況などの様々な状況が絡み合っ^て議会の自律権の一環として判断するので議会により様々となり法的には問題ないこととなる。

ウ 不規則発言

- ・黙認される不規則発言：議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次は場合によってその効果からある程度黙認。

- ・問題となる不規則発言：明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない。

エ 不穏当発言の該当基準

- ・無礼な発言。
- ・他人の私生活にわたる発言。
- ・発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言。
- ・基本的人権を侵害する発言。(LGBT 等)

オ 国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い

- ・国会議員：憲法 51 条で免責特権あり。
- ・地方議員：憲法・地方自治法ともに規定なし。

(3) 発言の取消・訂正と会議録について

ア 発言の取消しとは

- ・発言の趣旨の変更を伴うものをいう。(議会の許可が必要)

イ 発言の訂正とは

- ・原稿の読み違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいう。
(議長の許可で足りる)

ウ 発言取消し方法

- ・発言者自身による発言の取消し。
- ・地方自治法 129 条 1 項に基づく議長の秩序維持権による取消し命令又は取消し留保の宣告。
- ・他の議員による発言取消しを要求する動議。

エ 発言取消命令が行える期間

- ・議長による発言取消命令は不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば可能。

オ 閉会中における発言取り消し

- ・発言取消し申し出期間：閉会中における継続審査中の委員会において不穏当発言がなされた場合、当該発言を行った日に発言取消し申し出が必要。
- ・懲罰動議の提出における留意点：不穏当な言動に対する懲罰動議提出は事実上不可能。
(懲罰事犯の日から起算して 3 日以内に定例会又は臨時会を招集することは困難)

(4) ネットリテラシーについて

ア ネットリテラシーとは

- ・インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じた適切な判断や行動ができる能力をいう。

イ ネットリテラシーが必要とされる背景としては

- ・インターネット利用率が全世帯において平均して 8 割以上であること。
- ・SNS などで炎上トラブルが後を絶たないため。
- ・インターネット上に情報が氾濫しているため。

ウ 議員の SNS による情報発信に対する措置

- ・議員の SNS による情報発信について、議会外での行動であっても、その行動等が犯罪その他違法なものであったり、著しく品位を欠くものであったりして、およ

そ議員として許されざるもので、これが議員一般や議会全体に対する住民の信頼を失墜させるものであると議会において判断したもの。

(5) SNS における主な侵害行為について

- ア プライバシーの侵害
- イ 名誉棄損・侮辱
- ウ 著作権等侵害

(6) プライバシー侵害について

- ア プライバシーとして保護される情報
 - ・一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること。
- イ プライバシー権の違法性が阻却される場合
 - ・公人及び準公人(特に選挙によって選出される公職にある者やその候補者、専門職等)については、その適否、資質の判断材料として提供された場合において、表現の内容及び方法がその目的に照らし不当でないときには、違法性がない。

(7) 名誉棄損・侮辱について

- ア 名誉とは
 - ・人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価のことであり、この社会的評価を低下させる行為が名誉毀損として、民法 709 条に基づき不正行為が成立し、損害賠償の対象となる。
- イ 名誉棄損と侮辱の違い
 - ・名誉棄損：公然と事実を摘示し、人の名誉を棄損すること。
 - ・侮辱：事実を摘示しなくても公然と人を侮辱(社会的評価を低下する)すること。

(8) 著作権等侵害(複製権を侵害する行為)について

- ア 複製権とは
 - ・印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう権利をいう。(原則として著作権者の承諾が必要)
- イ 引用とは
 - ・報道、批評、研究等の目的のために他人の著作権を自己の作品に採録することをいう。

(9) ハラスメントについて

- ア ハラスメントとは
 - ・自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な痛みを与える行動をいう。
- イ パワーハラスメントとは
 - ・優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの。(労働施策総合推進法 30 条の 2)
- ウ セクシャルハラスメントとは
 - ・性的な言動により労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害さ

れること。(男女雇用機会均等法 11 条)

エ マタニティハラスメントとは

- ・職場において行われる上司、同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠、出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること。

(男女雇用機会均等法 11 条の 2、育児介護休業法 25 条)

オ カスタマーハラスメントとは

- ・職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されること。

カ ハラスメント・ハラスメントとは

- ・他人からの行為や言動に対して、自身が不快に感じたり、嫌悪感を抱いたときに「ハラスメントだ」と過剰に主張する行為をいう。

キ セカンドハラスメントとは

- ・ハラスメントについて相談したり、訴えたにもかかわらず、相談員等にそれが理解されないどころか逆に非難されてしまうことをいう。

(10) 議会としての防止対策について

ア 組織のトップのメッセージ

- ・議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすべきであることを明確に示す。

イ ルールを決める

- ・議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。
- ・予防、解決について方針やガイドラインを作成する。

ウ 実態を把握する

- ・議員、議会事務局職員に対するアンケートを実施する。

エ 教育する

- ・研修を実施する。

オ 周知する

- ・議会としての方針や取組について周知・啓発を実施する。

(11) 質疑応答

問 セカンドハラスメントについての対応は。

答 県の相談窓口を活用。一人だけでは行かない、男女でヒアリング。

5、感想・意見

日本国憲法 第93条

地方公共団体には法律で定めるところによりその議事機関として議会を置く。

地方自治法 第89条

第1項 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

第2項 普通地方公共団体の議会は、この法律が定めるところにより当該普通地方公

共同体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

第3項 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

地方自治法 第104条

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し議会を代表する。

議会は、その自律的権限の1つとして、会議の秩序を保持し、その秩序の破壊を防止し、是正し、必要に応じて秩序を乱した者に制裁を加えることが認められている。

議会の秩序を維持し、会議の運営を円滑に進行させることは、議会の構成員たる議員の義務であり、また、傍聴人等が議場の秩序維持に協力することは当然のことであるが、地方自治法は議場の秩序維持についての権限を議長に与えている。

議会の秩序維持等規律の内容をいかにすべきかは、本来議会の自律作用に属する問題であり、地方自治法は規律の内容としては、議場の秩序維持(第129条)、会議の傍聴(第130条)、議場の注意の喚起(第131条)、発言における品位の保持(第132条)、侮辱に対する処置(第133条)等について例示的に規定しているだけで、その他の事項については、その自律作用に基づいて議会の判断を措置すべきものとしている。

地方議会にかかる権限等を規定した憲法・地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則等があるが、法律だけでは円滑な議会運営をすることができないため法律の隙間を埋めるためのものが必要となる。

そうしたことから本市では、坂戸市議会基本条例、坂戸市議会議員政治倫理条例及び同条例施行規程、坂戸市議会委員会条例や地方自治法第120条に基づく坂戸市議会会議規則を制定しているが、円滑な議会運営のため、法律、条例等の隙間を埋めるために先例等を踏襲した「議会運営についての申し合わせ事項」を定めている。

議会は地方公共団体の意思を決定する機関であり、議会を組織する議員は住民が直接選挙で選び、選ばれた議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

今回の研修を受講し、こうした基本的な事項を前提として、全ての議員が法律に基づく役割をしっかりと自覚するとともに、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築しなくてはならないと強く感じた。